

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1700

2月の税務

《もくじ》

- 1, 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- 2, 1月分源泉所得税の納付
納期限…2月12日
- 3, 12月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所得税）・法人住民税〉
申告期限…2月28日
- 4, 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日
- 5, 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日
- 6, 6月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限…2月28日
- 7, 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日
- 8, 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日

◎税務のニュース

総務省／空き家撤去費／全額回収は1割 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

2019年度税制改正大綱

資産課税

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等 …3

法人課税

1. イノベーション促進のための研究開発税制の見直し …8

◇中小企業経営者のための豆知識

中小企業の節税対策

1. 節税対策の考え方大きなポイント4つ
(1) 節税対策には「良い節税対策」と「悪い節税対策」がある …10
(2) 会社の「法人税等」と社長とその家族の「所得税等」とのバランス …12

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

- 4 役員給与
- (9) 役員退職金 …13

○中小企業経営者のための経営・法律相談

◎人件費の増加を抑える …16

■中小企業経営者のための仕訳の実例

◎新聞図書費の仕訳

1. 新聞図書費とは
(1) 新聞図書費の定義・意味など …18
2. 新聞図書費の決算等における位置づけ等…18

2019年度税制改正大綱

自民、公明両党が2018年12月14日、2019年度（平成31年度）の税制改正大綱を発表しました。今回の改正は、2019年10月の消費税率10%への引き上げにともなう駆け込み需要と反動減を抑えることが焦点となります。

重点が置かれたのは、増税の影響が大きい自動車と住宅の減税。自動車税の恒久減税や、住宅ローン控除期間の延長などが盛り込まれました。また、仮想通貨などの経済取引の多様化についても言及。企業など法人が有する仮想通貨の評価方法は「時価評価」を採用すると明示しました。

資産課税

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

① 概要

認定相続人が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予します。

(注1) 「認定相続人」とは、承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいいます。

(注2) 「特定事業用資産」とは、被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く。以下同じ）の用に供されていた土地（面積400㎡までの部分）、建物（床面積800㎡までの部分）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいいます。

(注3) 「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、2019年4月1日から2024年3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいいます。

② 猶予税額の計算

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とします。

③ 猶予税額の免除

イ 全額免除

次の場合には、猶予税額の全額を免除します。

- (イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合
- (ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合
- (ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合
- (ニ) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（後述）の適用を受ける場合

ロ 一部免除

次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部を免除します。

- (イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合
- (ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合
- (ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

なお、上記イ(ハ)又はロの場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除しません。
(注4) 上記の「経営環境の変化を示す一定の要件」は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とします。

④ 猶予税額の納付

- イ 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付します。
- ロ 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付します。

⑤ 利子税の納付

上記④により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税（年3.6%）（利子税の特例（貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合）を適用した場合には年0.7%）を併せて納付します。

⑥ その他

- イ 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない。
- ロ 認定相続人は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。
- ハ 認定相続人が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、その認定相続人がその会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予を継続します。

- ニ 被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額からその債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度における資産管理会社要件を踏まえた要件を設定する等の租税回避行為を防止する措置を講じます。
- ホ この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができません（つまり併用不可）。
- へ その他非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずる措置のほか、所要の措置を講じます。

(2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

- ① 認定受贈者（18歳（2022年3月31日までの贈与については、20歳）以上である者に限る。以下同じ）が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予します。
- ② 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができます。
- ③ 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とします。
- ④ 贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算します。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、2019年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用します。

(3) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）を除外します。

(注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用します。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しません。

2. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長します。

(1) 受贈者の所得要件

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととします。

(注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用します。

(2) 教育資金の範囲の変更

教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外します。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しません。

(注) 上記の改正は、2019年7月1日以後に支払われる教育資金について適用します。

(3) 贈与者死亡の場合の取り扱い

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く）において、受贈者がその贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなします。

① その受贈者が23歳未満である場合

② その受贈者が学校等に在学している場合

③ その受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいいます。

(注2) 上記の改正は、2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記(注1)の信託受益権等の価額に含まれないものとします。

(4) 教育資金管理契約の終了事由

教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において上記(3)②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記(3)②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった

た場合におけるその年12月31日又は当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとします。

(注) 上記の改正は、2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用します。

3. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長します。

・受贈者の所得要件

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととします。

(注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用します。

4. 民法改正に伴う改正等

(1) 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げます。

(2) 以下に掲げる制度における受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げます。

① 相続時精算課税制度

② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

③ 相続時精算課税適用者の特例

④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（特例制度についても同様）

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、2022年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用します。

(3) 民法（相続関係）の改正に伴い、次の措置を講じます。

① 相続税における配偶者居住権等の評価額を次のとおりとします。

イ 配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数) /

残存耐用年数) ×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ロ 配偶者居住権が設定された建物（以下、居住建物という）の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価

×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ニ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

(注1) 上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とします。

(注2) 上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいいます。

(注3) 上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいいます。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合
配偶者の平均余命年数

(ロ) 上記(イ)以外の場合

遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数(配偶者の平均余命年数を上限とします)

(注4) 残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には、上記イの「(残存耐用年数-存続年数)/残存耐用年数」は、零とします。

② 物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地を加えます。

③ 配偶者居住権の設定の登記について、居住建物の価額(固定資産税評価額)に対し、1,000分の2の税率により登録免許税を課税します。

④ 特別寄与料に係る課税について、次のとおりとします。

イ 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、その特別寄与者が、その特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税します。

ロ 上記イの事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、その事由が生じたことを知った日から10月以内に相続税の申告書を提出しなければならない。

ハ 相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人に係る相続税の課税価格から控除します。

ニ 相続税における更正の請求の特則等の対象に上記イの事由を加えます。

⑤ 遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講じます(所得税についても同様です)

法人課税

1. イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)について、次の見直しを行います。

(1) 税額控除率等の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の40%(現行25%)に引き上げます。

- ① 増減試験研究費割合が8%超
 $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$
 - ② 増減試験研究費割合が8%以下
 $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$
- (注1) 上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く）をいいます。
- (注2) 上記①については、10%を上限とします（現行と同じ）。
- (注3) 上記②については、6%を下限とします（現行と同じ）。

(2) 税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、次のとおり改組した上、その適用期限を2年延長します。

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限(当期の法人税額の25%又は40%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限)を乗じて計算した金額を上乗せします（現行と同じ）。
- ② 試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除率を、上記(1)①及び②並びに(注3)により算出した率に、その算出した率に控除割増率を乗じて計算した率を加算した率とします（小数点以下3位未満の端数は切捨）。

(注) 上記の「控除割増率」とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合(10%を上限)をいいます。

(3) 適用期限の延長等

試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率（上記(1)及び(2)②）の上限を14%（原則10%）とする特例の適用期限を2年延長します。

2. 中堅・中小・小規模事業者の支援

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長します。
- (2) 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長します。

3. 地方創生の推進

- (1) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）について、関係法令の改正を前提に、その適用期限を2年延長します。
- (2) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用の改善を行います。

中小企業の節税対策

会社の経営が軌道にのり、ようやく利益が出るようになったところで経営者の最も大きな悩みのひとつとなるのが「税金」です。

伸びる中小企業の経営者にとって「節税対策」というものは避けて通ることができない大きな問題となります。

節税対策とひとことに言っても「単に今年の決算だけ会社の税金が減ればそれでいい」というものではありません。

細かい税金の計算のことは税理士に相談するのが一番ですが、ある程度は経営者が自分で理解し、取捨選択していくことは、会社をさらに成長させるためにも必要です。

なぜなら、中小企業だからこそ、今後も継続的に利益を出し、正しい節税対策をしながら、社会的信用を得ていくことがとても重要だからです。

ここでは、伸びる中小企業の経営者が知っておきたい節税対策の考え方、そして節税方法についてお話しします

1. 節税対策の考え方大きなポイント4つ

中小企業の経営者が節税対策を考えるにあたって、まず押さえておくべきポイントが大きく4つあります。

【節税対策4つのポイント】

- (1) 節税対策には「良い節税対策」と「悪い節税対策」がある
- (2) 会社の「法人税」と、社長個人とその家族の「所得税」とのバランス
- (3) 「絶対的節税」と「先のばし節税」
- (4) 経営者と税理士との密接な関係が節税対策を制す

節税対策とはもちろん税金を減らすことですが、その考え方を間違えると、結果的に損をすることもよくあります。

その節税対策が、のちにどういう結果をもたらすのかまで、きちんと把握した上で、経営者は節税対策を選択する必要があるでしょう。

以下、それらの内容についてお話しします。

- (1) 節税対策には「良い節税対策」と「悪い節税対策」がある

節税対策には、良い節税対策と悪い節税対策があります。

① 良い節税対策

その年の法人税等(※1)を減らすことができ、かつ将来の法人税等の負担、さらに社長と家族の個人の所得税等(※2)の負担も増えない節税対策(ここでは「絶対的節税」といいます)。

もしくは、その年の税金を減らすことはできるが、減らした税金の全部又は一部を将来は払わなければならなくなる節税対策もある（ここでは「先のばし節税」といいます）

② 悪い節税対策

「税金を払うのはイヤだから経費を使ってしまおう」という節税対策。

(注1) 「法人税等」とは、会社の利益にかかる税金には、国に支払う法人税、地方法人税と、地方自治体に支払う法人事業税、地方法人特別税、法人住民税があります。これらを総称して「法人税等」といいます。

(注2) 「所得税等」とは、個人の所得に対してかかる税金に、所得税、住民税があります。これらを総称して「所得税等」といいます。

③ 悪い節税対策とは、次の利益を生み出さないお金の使い方

悪い節税対策とは、「税金を払うのはイヤだから経費を使ってしまおう」という安易な節税対策です。

もちろん、経費を使えば税金は減ります。

では、経費を使い、税金を支払わなかったことで会社にもたらされる結果について考えてみましょう。

例えば、利益が100万円出るとします。

100万円を経費ですべて使ってしまったら、税金は払わないで済みますが、会社に残るお金は「ゼロ」です。新たな投資や、事業展開を考えることもできません。もし、急な支払いが発生したとしても、会社にすぐ動かせるお金がなければ支払いもできません。

金融機関に融資をお願いしようにも、直近の決算書は「利益ゼロ」です。そんな会社に、融資をしてくれる金融機関はあるでしょうか。

業績向上につながらない経費支払い、例えば、接待交際費や福利厚生費、不要な物品の購入、事業に必要性がない高額資産の購入、社長の個人的趣味による高級車購入等は「ただの無駄遣い」と同じで、それは良い節税対策とは言えません。

仮に、100万円の利益に対して、何もしなければ約22万円の税金を払うこととなります。（平成30年現在、利益が年400万円以下の場合、法人税等の合計税率は約22%のため）

でも、会社には78万円のお金が残ります。そのお金で新たな投資や事業展開をすることもできますし、万が一に備えての貯蓄をすることも可能です。

きちんと利益を出し、税金を支払っている会社に対しては、金融機関からの融資も可能です。

しかし、税金を払うのがイヤ、というお気持ちはよくわかります。

誰だって税金を払うくらいなら経費を使いたい、と考えるものです。

経費を使って節税してもいい場合というのは、そのお金を使うことで「税金を払う以上に会社の業績を伸ばすことができる場合」と考えましょう。

(2) 会社の「法人税等」と社長とその家族の「所得税等」とのバランス

節税対策の考え方の2つ目は、会社の「法人税等」と、社長とその家族の個人の「所得税等」とのバランスです。

なぜ会社の法人税等の節税対策なのに、社長の所得税等が出てくるのかについて、わかりやすく順を追ってお話します。

① 社長の役員報酬は税金を減らす効果がある

社長の受け取る「役員報酬」は損金に算入することができ、税金を減らす効果があります。

つまり、役員報酬を多くすればするほど、会社の節税対策になるということです。

ただし、損金に算入するにはルールがあります。

それは「定期同額給与」にすることです。

役員報酬は、毎月同じ金額を支給することによってのみ、損金に算入することが認められています。

決算前に利益が出ることがわかり、いきなり役員報酬を多く出しても、その部分には税金を減らす効果はありません。

② 役員報酬にかかる「所得税」は所得が高くなればなるほど税率が高くなる

役員報酬には従業員の給与と同じように「所得税等（所得税・住民税）」がかかります。所得税は、所得が高くなればなるほど税率が高くなる「累進課税」です。

所得税等の計算方法は、収入の内容、家族構成、社会保険料等の支出状況によってひとりひとり違います。

例えば、配偶者がいれば配偶者控除がある場合もありますし、生命保険に加入していれば生命保険料控除があります。ですので、単純に「収入がいくらの方は税率何%」ということができません。

参考までに、計算方法は以下のとおりです。

・手順1…収入

税金などが引かれる前の、いわゆる額面の金額が「収入」です。

・手順2…所得

サラリーマンの場合は、収入から「給与所得控除」を引いたものが「所得」です。

・手順3…課税総所得

所得から扶養控除、社会保険料控除等など様々な控除額を差し引いた金額が「課税総所得」です。

・手順4…税額の計算

課税総所得に税額をかけます。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

4 役員給与

(9) 役員退職金

一般的には社員に対する退職金は、在職中の給与の追加払いという性格から福利厚生的な意味があります。終身雇用制を前提としたこの制度は、その崩壊と共に意味を失っている様にも思えます。退職金より毎月の給与が多い方が良いでしょうから・・・。

これに対し、役員退職金の意味合いは全く違います。経営者は退職出来ません。しかも法人の借金について保証人になり、自宅を担保に入れています。あるいは、会社に個人預金を貸し付け、逆に会社からお金を借りていたりします。これらをクリアにしなければならないために、役員退職金をいくら支払うかは非常に重要な問題になります。

あと、誤解をしている原因の一つに、法人税法上における「役員退職金の損金算入」という問題があります。

これは、法人から役員に支給する役員退職金について、一定の範囲内であれば、損金にして良いという規定です。

法人税法上では、「不相当に高額な部分の金額」については役員退職給与についても損金算入出来ません、と規定しています。ですから、幾ら役員退職金を支給しても構わないのですが、法人税を計算する際においては、損金に出来る金額が決まっているというだけの話です。

上述したように、役員に対する退職金は、

不当に高すぎない

ことを条件に、損金になります。

(注) 平成29年10月1日以後に支給される「利益その他の指標」に基づいて算定される役員退職金については、業績連動給与の損金算入要件を満たさないものが、全額損金算入となります。

したがって、役員退職金5,000万円を、損金経理しないで支払った場合には、その5,000万円全額が損金になりません。

さらに、損金経理したとしても、適正額が4,500万円であれば、高すぎる部分500万円は、損金になりません。

役員退職金が高すぎるかどうかは、

退職の事情

在職年数

同業種同規模の他社の役員退職金

などを参考にして判定します。

一般的に役員退職金の支給額を計算する式として以下の算式が使われます。

最終役員報酬月額×役員在任年数×功績倍率

この計算式で算出した金額であれば、支給する役員退職金が損金として認められるとされています。

役員が退職した場合、その退職金について、

- ① その金額がまだ決まっていない
- ② 決まったので支払った
- ③ 決まってもまだ支払っていない

このような状況で決算をむかえたら、会社はどのように処理すればよいのか、判断に迷うところです。

また、税法も、この役員退職金が損金となるタイミングについては、にらみをきかせています。

税法上の扱いでは、

株主総会の決議などで、

その退職金の額が決まった日

に、損金になります。

したがって、その決まった退職金を、その事業年度中にその全額を支払っていれば、

	(借 方)		(貸 方)
役員退職金	×××	／ 現 金	×××

と仕訳し、

まだ支払っていなければ、

	(借 方)		(貸 方)
役員退職金	×××	／ 未 払 金	×××

と仕訳することになります。

税法上、役員退職金が損金となるタイミングは、

退職金の額が決まった日

すなわち、株主総会の決議の日

これが原則です。

損金となる時期の例外として、その退職金を

実際に支払ったときに

損金経理をした場合

も、損金として認められることになっています。

したがって、株主総会の決議の前に、役員が退職した事業年度において、取締役会で内定された退職金を支払った場合も、

	(借 方)		(貸 方)
役員退職金	×××	現 金	×××

と仕訳すれば、損金に認められます。

また、株主総会で退職金の額が決まったけれども、資金繰りの都合上、株主総会で決まった事業年度の次の事業年度に支払った場合も、支払った場合も、

	(借 方)		(貸 方)
役員退職金	×××	現 金	×××

と仕訳すれば、損金に認められます。

すなわち、

現金ベースで処理をすれば損金になる

ということです。

さらに、取締役会で内定した退職金を支払って、

	(借 方)		(貸 方)
役員退職金	×××	現 金	×××

と仕訳し、その後株主総会で決まった事業年度において、

	(借 方)		(貸 方)
役員退職金	×××	仮 払 金	×××

と、仮払金の消却をした場合も、損金になります。

その後、株主総会で決まった事業年度において、

仮払金を消却しない場合でも、その事業年度で、損金になる、

すなわち、申告減算する

ことになります。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

人件費の増加を抑える

事例

当社は、同業他社との競争激化で売上げが伸び悩んでいます。人件費は毎年のように増え続けています。売上高に占める人件費の比率も、年々高くなっています。

社員の給与を1～2割削減したいところですが、そうするわけにもいかず、頭を痛めています。これ以上人件費が増加したら、経営危機に陥るでしょう。

人件費の増加を抑えるには、どのような方法が有効でしょうか。

◇アドバイス◇

人件費の増加を抑えるためには、パートタイマー、契約社員、嘱託社員、派遣社員など、正社員以外の社員をできるだけ上手に活用することです。さらに、現在支給されている手当について、その必要性を総点検するのがよいでしょう。

◆◇解

説◇◆

売上げや利益がなかなか伸びないなかで、人件費だけが年々増加するのは、経営者にとって頭の痛いところです。

正社員については、毎月給与を支払わなければならない上に、賞与、退職金、福利厚生費の負担もあります。また、景気が悪くなり、売上げが減ったからといって、簡単に解雇することはできません。

このため、正社員中心の経営をしている場合には、人件費が増加し続けるのは避けられないといえます。

そこで、人件費の増加を抑えるためには、パートタイマー、契約社員、嘱託社員、派遣社員など、正社員以外の社員をできるだけ上手に活用することです。これらの社員は、仕事の量に応じて比較的簡単に雇用を増やしたり、減らしたりできます。また、賞与や退職金の支払いが求められているわけでもありません。社会保険料などの負担も少なく済み、人件費の増加を抑えることが可能です。

消費者や取引先に対して商品・サービスを販売するためにはさまざまな仕事をしなければなりません。すべて社内で処理していたら、どうしても人件費は高くなってしまいます。人件費の増加を抑えるためには、現在社内で行われている仕事の一部を外注に回す必要があります。

どのような仕事を外注化できるか、信頼できる業者がいるか、検討するとよいでしょう。

ところで、年2回、賞与を支給している会社がありますが、賞与の性格は、基本的に給与とは違います。

賞与を支給するかしないか、支給月数をどれくらいにするかは、会社の自由です。毎月の給与を10%、20%減らすのは法律上問題がありますが、業績が悪くなったときに賞与の支給月数を減らすことは特に問題はありません。

会社の業績があまりよくないのに、これまでどおりの基準で賞与を支給していると、人件費の負担が重くなります。このため、これまでいくら支給してきたかにかかわらず、あくまでもそのときの業績で支給月数を決めるようにすることが大切です。

また、毎年定期的に昇級を行っている会社の場合、この昇級について、社員の年齢や勤続年数をもとに決めている会社が少なくありません。このように社員の年齢や勤続年数を基準にして昇級を決めていると、どうしても給与が高くなってしまいます。このため、

- ・仕事の能力の向上度
- ・仕事の生産性、効率性
- ・業績に対する貢献度

などを基準として昇給額を決めるようにするとよいでしょう。

最後に、基本給のほかに諸手当を支給している会社の場合ですが、この手当には、家族手当、通勤手当などさまざまなものがあります。ひとつひとつの手当の金額は僅かであっても、支給総額は大きいものになります。

手当は、もともと会社の必要に基づいて支給されるものです。しかし、一般的に、一度支給が決まると、経営環境が変化したり、仕事の内容が変更になったりしても、継続的に支給されるという性格があります。

このため、この際、現在支給されている手当について、その必要性を総点検するのがよいでしょう。そして、必要性が低下したり、まったくなくなっていると判断される手当は、社員に事情をよく説明して廃止するのがよいでしょう。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎新聞図書費の仕訳

1. 新聞図書費とは

(1) 新聞図書費勘定の定義・意味など

新聞図書費とは、業務上必要とされる新聞、書籍、雑誌等の購入費用を管理するための勘定科目をいう。

(2) 新聞図書費勘定の範囲・具体例

◇定期購読

雑誌などの定期購読（年間購読など）なども含む。

(3) 他の勘定科目との関係

◇雑費

一会計年度の購入費用の合計が少額である場合などは雑費として処理することもできる。

◇交際費

専門誌・業界紙等の定期購読料は、状況によっては交際費として処理することも考えられる。

ただし、交際費として処理する場合、交際費の支出額が大きくなりすぎないように注意する必要がある。

◇福利厚生費

社員・従業員用に雑誌を購入している場合には、福利厚生費として処理することもできる。

◇調査費・研究開発費

調査などの目的で購入した書籍などは、調査費や研究開発費となる。

2. 新聞図書費勘定の決算等における位置づけ等

◇新聞図書費勘定の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部

> 販売費及び一般管理費 > 新聞図書費

3. 新聞図書費の会計・簿記・経理上の取り扱い

◇取引の具体例と仕訳の仕方

1 新聞・図書を購入したとき

例題 当社が購読する本代月額3万円を小切手で支払い、R書店より購入した専門書30冊9万円は未払いである。

新聞図書費	120,000	当座預金	30,000
		未払金	90,000

2 購読雑誌代1年分を前払いしたとき

例題 当社の購読する脱脂第1年分8万円を、小切手払いした。

新聞図書費	80,000	当座預金	80,000
-------	--------	------	--------

★ポイント★ 重要性がないので「前払費用」処理はしない場合が多く、税法上もこれを認めている。

4. 新聞図書費の税務・税法・税制上の取り扱い

◇新聞図書費の必要経費算入（所得税法）・損金算入（法人税法）の可否

新聞図書費は、必要経費又は損金に算入できる。

しかし、新聞・雑誌等の購読料を年間契約などにより前払いしている場合、翌期以降の負担分については原則として必要経費又は損金には算入できず、前払費用勘定を用いていったん資産計上しなければならない。

ただし、1年以内に費用化される短期の前払費用であって、毎年同様の処理を継続して行う場合には、新聞図書費勘定を用いて必要経費又は損金に算入してもよい。

所得税基本通達

(短期の前払費用)

37-30の2 前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその年12月31日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下この項において同じ。）の額はその年分の必要経費に算入されないのであるが、その者が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する年分の必要経費に算入しているときは、これを認める。（昭55直所3-19、直法6-8追加）

5. 消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

◇課税取引

消費税法上、新聞図書費は課税取引に該当し、仕入税額控除の対象となる。

